

岡本の国会での質問

159-衆-国土交通委員会-7号 平成16年03月23日

○赤羽委員長 岡本充功君。

○岡本(充)委員 私、これまで行われてまいりました同僚議員の質問を踏まえながら、再度確認をしていく必要のある部分についてももう一度質問させていただき、そういった形になるかと思いますけれども、どうぞ、再確認、さらに細かな点について踏み込めれば踏み込んでいただきたいと思っております。

これまで行われてまいりましたまちづくり総合支援事業の反省、総括ということは、これまで、同僚議員の質問に対しまして答弁があったところでございます。

そういった中で、私、もう一つちょっと聞いておきたいことがありまして、これまでのまちづくり総合支援事業、ほかの省庁所管の支援事業との連携はどのように行われていたのか、お答えいただけますでしょうか。

○竹歳政府参考人 お答えいたします。

まちづくり総合支援事業と他省庁との事業との関連という御質問でございますが、今までは、やはり何といたっても国土交通省の個別の事業について、まちづくり総合支援ということで一括して助成してまいりましたので、他省庁の問題については、今まで余り意識していないということでございます。

○岡本(充)委員 私はこの問題をちょっと後でも触れさせていただきましますけれども、こういったまちづくりの観点、国土交通分野だけではなくて、ほかの省庁の事業ともぜひ協力してやってほしい、こういった思いで、私、今回の交付金がうまくワークしてほしいというふうに考えております。

逆に、私、例えばタウンマネジメントの面でTMO事業というのをこれまで行ってこられた経済産業省から見られたまちづくり支援事業の意義、また、これと連携するようなケースがなかったのか、ちょっとお尋ねしたいんです。

○西村政府参考人 お答えいたします。

経済産業省といたしましては、商店街対策等のまちづくりを進めるためには、商業の活性化に資する事業とハード面の整備とを一体的に実施することが重要であると認識いたしております。

このため、これまで、国土交通省を初めといたします関係八府省庁とともに、共通の窓口である中心市街地活性化推進室を設置し、市町村からの相談などに統一的に対応いたしますとともに、年四回程度、関係府省庁連絡協議会を開催し、連携して支援する体制を整備しているところでございます。

具体的には、国土交通省が支援されます市街地再開発事業、土地区画整理事業や街路整備事業と一体的に、商業活性化のための支援を具体的に行っているところでございます。

今後とも、国土交通省を初め関係府省庁と連携を密にしながら、中心市街地活性化支援策を講じてまいる所存でございます。

○岡本(充)委員 今の答弁だと、その前の竹歳局長さんの御答弁とすれ違うのではないかと思うんですが、再度確認させてください。

○竹歳政府参考人 今経済産業省の方から御答弁いただきましたように、中心市街地についてはそれは各省庁が寄って集まってやっておりますが、その中で、このまちづくり総合支援事業自

体が、他の例えば福祉とか医療の問題とか、そういうこと等意識してやっていたのかという御質問だと私は受けとめましたので、この事業自体の実施に当たってはそこまでは、主として自分たちの事業を考えていた、こういうふうに御答弁申し上げました。

中心市街地については、商店街の活性化と市街地整備ということで、主として、国土交通省、経済産業省、総務省が窓口になりまして、関係各省庁協力してやっているところでございます。

○岡本(充)委員 今、竹歳局長さんの方から御答弁がありました。まちづくり総合支援事業ということは、これも、当時のキャッチフレーズを見る限りでは今回と非常に遜色ないようなキャッチフレーズで、非常に使い勝手のいい支援事業だ、こういうような内容になっていた割には、私、それぞれの省庁の間で十分連携がとれていたのかなという印象は強く持っております。ぜひ、今回のまちづくり交付金に対しましては、そういった懸念が後から指摘されることのないようにしていただきたいと思っております。

さて、まちづくり交付金の、今度、いろいろな諸般の手続、こういった手続もこれまで同僚議員が質問してまいりましたけれども、まず、それぞれの市町村が計画を立てて申請をするというこの申請の期限、いつまでに申請するというめどを立てているか、期限のめど。

そして、採択していただくための評価のポイントを、ぜひ、恣意的な政治家の影響に左右されないような明確なものを御返答いただきたい。この二点に限って、交付の手続、返答いただけますか。

○竹歳政府参考人 お答えいたします。

まず、申請期限等のスケジュールでございますが、この法案及び予算が成立した暁には速やかに施行するべく現在準備を進めているということで、施行後おおむね二カ月程度で、この新しい制度で交付金を交付することができるように取り組んでいきたいというのが第一点でございます。

それから、採択のポイントでございますけれども、都市再生整備計画に定められた目標の内容、計画に記載された事業等がこの目標達成に資するかどうか、計画の実現可能性を確認して交付金を交付して支援するというので、なるべく客観的な基準を明らかにするとともに、事後の評価ということで透明性を確保して、非常に公明正大にこのまちづくり交付金が運用されるというふうに努めてまいりたいと思います。

○岡本(充)委員 申請期限のめどという意味では、交付まで二カ月ということは、では、申請の期限はそれより短いということでよろしいですか、一点目。

○竹歳政府参考人 はい。交付する前に申請していただくこととなります。

○岡本(充)委員 採択となるための評価のポイントですけれども、何らかの、例えば政治家の恣意的な関与があった場合は、これは情報公開する、もしくはそういった請求に対して公開する、そういった御意思はあるんでしょうか。

○竹歳政府参考人 一般的に、制度に対するお問い合わせとか、実はいろいろあるわけですが、そういうことについて一つ一つ情報公開するということは考えておりません。

ただ、この制度が、先生が御懸念のように、何か恣意的に採択されて、効果もないようなところで交付金が交付されて、単に何の結果も生まなかったというようなことがあってはならないということで、事後評価というようなことでそういう点をきちっと透明にして、オープンにしていきたいと考えているわけでございます。

○岡本(充)委員 私は、恣意的に効果のないところに交付金がおけるとまでは思っておりません。横並びに並んだ幾つかの事業の中で、おい、おれのところをやってくれよ、こういうような話にぜひ

左右されないように、その仕組みづくりをお願いしなければならないと強く思っております。

そして、次の質問に移りますけれども、都市再生整備計画を立てるに当たって、県のかかわりというものがどのようにあるのか。特に、都市計画決定をしなくてもよいと県が判断した場合に市町村に通知するというのが五十七条の条文になっております。これに対して、市町村が、いやいや待ってくれ、実はこうでというようなことで、都市計画審議会、いわゆる都計審の方に抗弁したり、もしくは、どういう経緯でうちの事業が県の都市計画決定変更をしてもらえなかったのか、それを情報を公開してもらえ、こういった制度はあるのでしょうか。

○竹歳政府参考人 二点ございまして、一つは、先ほどから御議論になっております、県が持っている権限について、都市計画の権限、道路管理の権限を移譲してもらい、それについて同意するかどうかという論点の一つ。それからもう一つは、県が定める用途地域、地域地区のような計画について、今回市町村がこういう仕事をする上で変えてほしいと要請するという仕組みがございます。一つは協議です、一つは要請です。

要請については、今お話がございましたように、なぜそれが県の採用するところにならなかったか、それから、もともと都市計画審議会にかけるときにも、市町村からはこういう素案が出てきます、しかしここはこう変えましたというような、二つそろえて審議会に出すとか、それから、だめというときにはその理由を公開するというところで透明性を確保しているところでございます。

○岡本(充)委員 では、市町村の抗弁をする機会というのはないということでしょうか。

○竹歳政府参考人 運用になると思いますけれども、都道府県と市町村という公的な主体の関係でございます。それをオープンに協議をし、同意する、要請する、同意しないということでございますので、いずれにしろそういう中で、なぜこういうやりとりが行われているかということは双方の立場から明らかにされていく。

必要に応じて、市町村は、いろいろな形で自分の意見を述べる機会はたくさんあるのではないかと思います。

○岡本(充)委員 対等な立場のオープンな自治体であればいいんですけれども、これは確実に強弱があるわけでありまして、そういった中で、市町村の方から都道府県の方にそういった強い要請ができるのかどうか。今回、市町村の自主性を大きく尊重するせっきくのこういった法律案でございますから、ぜひそういった部分について、明確な方針を明示していただきたいと思っております。

そして、次の質問に移らせていただきますが、市町村の中では、実は今回のこの交付金の問題も、厳しい財政の状況下においては、いわゆる裏負担、交付金で交付されない部分のお金についての負担が大変重い、そういった中で、手が挙げたくても挙げられないという市町村もあるやに聞いております。

そういった意味で、この補助率を上げる、いわゆる裏負担を、極端なことを言えば免除するということまでの何らかの思い切った政策、こういったものはとれないのでしょうか。

○竹歳政府参考人 このまちづくり交付金は補助金ではございません。したがって、全国一律の補助率という概念はございません。

どうなるかといいますと、平均的に見れば四割交付されると申し上げましたけれども、それは平均でございまして、整備計画の内容によって、地方単独の事業がふえればおのずと減るしというようなことでございますが、平均的に見れば約四割となっております。

そこで、財政が厳しい市町村については、補助金でいう、かさ上げのようなことをやってはどうかというお尋ねでございしますが、実は市町村はどこでも財政事情が厳しいというのが現実でございます。したがって、このまちづくり交付金を使おうとする市町村にとりましては、みずからの財政事情

を考慮しながら、身の丈に合った計画を作成していただくしかないのではないかと考えております。

なお、地方財政措置につきましては、現在、総務省と調整して、地方の負担について、なるべくそういう負担が軽くなるようにというようなことは我々としても努力をしているところでございます。

○岡本(充)委員 そういった意味で、本来であれば、交付金という形よりも、いわゆる税源を移譲するといった方法をとって、より市町村が使いやすいお金にしていくという方向がいいんじゃないかと思うんですけれども、これについて、大臣、いかがお考えでしょうか。

○石原国務大臣 まちづくり交付金は補助金と異なるものでございますから、今局長が答弁したように、一律の補助率という概念はございません。

委員の御指摘は一切財源を移譲しろという考えですけれども、そういう考えがあることは承知しておりますけれども、私どもは、補助金の統廃合をした形で、交付金という形で地方の裁量を重視する、また権限も与えていく、その様子を見るということも私は期間としては必要なんじゃないかと思っております。

○岡本(充)委員 ぜひ、そういう期間が必要だというお考えのようですけれども、その期間をできるだけ短くして、しっかり財源の移譲を検討していただきたいと思っております。

同僚の和田委員が指摘した部分にちょっと重なる今からの質問でございますけれども、新規の今回交付金は実質六百億円程度だと和田委員が先ほど質問で指摘しておりました。実際に今年度新たに新規事業として手を挙げようと構えている、待っている市町村もあるとは思いますが、こういった新規事業で、千三百三十億円という数字、いっぱいになる可能性ももちろんあるとは思いますが。

そういった中で、次年度以降、新規にまた手を挙げたいという市町村が出てきたときには、今回のこの交付金の概念からいいますと三から五年かけての事業に対して交付される交付金でありますから、来年度、再来年度は枠がいっぱいということでもう新規事業が採択されない、そういった懸念はないのでしょうか。

○竹歳政府参考人 お答えいたします。

先ほども申し上げましたように、今回の千三百三十億の中には、現在まちづくり総合支援事業としてやっているものを切りかえていくものも入っております。そういうものは卒業していきますから、今までの経験からいいまして卒業してくるものと入学してくるものがあるということで、十七年度以降、新規が、今の三一五年でいっぱいに入り切れないということにはならないと思っております。

○岡本(充)委員 でも、本年度の六百億円ほどのあきが出るという見込みは来年度はないわけですよ。

○竹歳政府参考人 卒業する部分はだんだんと減っていきますので、新規の部分がだんだんふえていくということになると思っております。

○岡本(充)委員 私の質問は、今年度差額が、七百三十億と千三百三十億の間の六百億円、では、来年度卒業する見込みで来年度あくだろうなと見越しているのは国土交通省としてどれだけなんでしょうか。

○竹歳政府参考人 千三百三十億自体について、今までも非常に人気があって三百五十億から七百三十億にふやした経緯がありますから、それ自体のボリュームの議論があると思っております。

千三百三十億がフィックスして今のままだとした場合に、私どもの今の市町村からの聞き取りによると、半分以上は新規の方々が使えるということになるのではないかと考えております。

○岡本(充)委員 今の答え、ちょっとすれ違っていませんか。新規に、今年度じゃないですよ、来年度卒業するだろうと見込んでるのは国土交通省として幾らかということ伺っているんです。

○竹歳政府参考人 これはもう少し精査してみないとわからない面がございますけれども、今私が把握しているところでは、千三百のうち、継続していくというのは六百ぐらいで、残りは新規ということで、先生から御指摘なのは、その新規のうち、ことしの分が詰め込んでいくから十七年度の新規は少なくなるんじゃないかという御趣旨だとすれば、それはそういうことになると思います。

○岡本(充)委員 今局長が最終的に認められた、数値的にはまだ出せないんだ、計算されていないんだと思いますけれども、来年度以降、やはり採択の事業が少なくなっていくことは明白だと私も考えております。そういった意味で、おっとり構えている市町村には残念ながら今回の交付金がもらえない、こういうことにならないように処置を求めるところであります。

ちょっと時間の関係上、次へ参ります。

先ほどから質問しておりますけれども、他省庁の関連事業との統合的な政策の必要性という意味で、空き店舗の活用について一つだけちょっと伺いたいと思います。

今回、経済産業省が本年度の予算の中で、商店街等の中小商業活性化支援ということで、大型空き店舗の対策支援の費用を、三億五千万円でしたか、計上してみえると思います。

小型の空き店舗に対する支援の事業というのは、経済産業省もしくは中小企業庁としてどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○西村政府参考人 お答えいたします。

商店街の空き店舗を減らし、消費者にとって魅力のある商業集積としてまいりますためには、その商店街の置かれました状況を踏まえました対応策を総合的に講じていくことが必要でございます。

このため、経済産業省といたしましても、中小小売商業振興法及び中心市街地活性化法を車の両輪といたして取り組みを行っているところでございます。

お尋ねの、商店街の空き店舗問題につきましては、空き店舗の後のテナントが埋まらない要因といたしまして、賃料が高どまりいたしておりましたり、建物所有者が住居として使用している場合も多いため、地権者や建物所有者の理解と協力を得ることが重要であると認識いたしております。また、地権者や建物所有者が、テナントとの建物管理や賃料に関する煩わしい交渉を嫌う場合も見られるわけございまして、こうしたケースにつきましては、TMO等の公的機関が一たん賃借してテナントに転貸することが効果的であり、一部の地域では積極的な取り組みも行われておるところでございます。

これらの取り組みに見られますように、まずは、各地域におきまして、地権者、建物所有者の理解と協力を求める努力を行うことが重要であると認識しております。

また、空き店舗に対します直接的な対策といたしましては、空き店舗を活用いたしましたチャレンジショップや託児所等のコミュニティー施設の整備に関しまして、改装費用及び賃借料等に対する補助を行いまして、各地の努力を後押ししているところでございます。

経済産業省といたしましては、空き店舗対策を含めまして、意欲のある商店街に対する総合的な支援を行っていく所存でございます。

○岡本(充)委員 ぜひ、先ほど国土交通省の方では賃料などは今回の交付金の対象になりにくい、社会的実験であればという前提でしたけれども、中小企業もしくはそういった店舗を営んでみえる方々への支援という意味も連携をして行っていただきたいと思います。ハード面、ソフト面そして金融面でのあわせての総合的な支援をしっかりとお願いしておきたいと思っております。

さて、今回の交付金を充てて行う都市再生整備計画の対象地域以外で、都市計画法の中で今

行われております市街化調整区域、それから、その市街化調整区域から市街化への編入、この問題について少しだけ質問させていただきたいと思っております。

実際に今、人口フレームという考え方がこの都市計画運用指針の中で示されております。都市計画運用指針をひもときますと、この中で、「人口を最も重要な市街地規模の算定根拠としつつ、これに世帯数や産業活動の将来の見通しを加え、市街地として必要と見込まれる面積をそのまま即地的に割り付ける方式(いわゆる人口フレーム方式)を基本とすべきである。」こういうふうな指針が示されているんですが、これが、ある意味一つの壁になって、現状、特に大都市ではない地方都市において、商業地を核とした土地利用、もしくは商業地を核とした地域の活性化策がなかなか難しい現状にあるようです。

この都市計画運用指針について、人口フレームを少し緩めていく、こういった見直しをされていく御予定はありませんでしょうか。

○赤羽委員長 質疑時間が終了しておりますので、端的に御答弁のほどよろしく願いいたします。

○竹歳政府参考人 人口フレームは、昭和四十三年の都市計画法ができたとき以来、計画的なまちづくりのための手法として活用してきています。ただ、最近では、もう線引きをやめてもいいという法律改正もしましたし、市街化区域、市街化調整区域のそういう開発についてはかなり弾力的に取り組んでいるところだと思います。

個別についても、計画的な市街化に影響がなければ商業地とか工業地の開発を認めるというようなことも行われておりますので、そのケース、ケースで考えていく必要があるのではないかと考えております。

○岡本(充)委員 ありがとうございました。
以上で終わります。